

# 第12回平塚市景観審議会議録

## 第12回平塚市景観審議会

- 1 日 時 平成27年3月16日（月）  
午前10時00分～午前11時15分
- 2 場 所 平塚市役所本館5階 研修室
- 3 出席委員 4名  
水沼淑子、宮川理香、服部勉、橋本聰
- 4 欠席委員 1名  
野原卓
- 5 平塚市出席者 まちづくり政策部長 難波修三  
まちづくり政策課  
課長 小野間孝  
課長代理 岸正人  
主任 若菜純代  
主事 伊原聰  
技師 中島大輔
- 6 会議の成立 平塚市景観規則第45条第1項により、委員の過半数の出席により会議は成立していることを報告
- 7 傍聴者 0名
- 8 あいさつ
- 9 議事  
(1) 意見聴取 議案第9号 平塚市天沼地区地区計画景観ガイドライン  
(2) 報 告 （仮称）港地区認定こども園新築工事について  
(3) 報 告 （仮称）平塚市余熱利用施設について  
(4) 報 告 景観重要樹木の指定について

[審議会開会 午前10時00分]

(会長)

それではこれより第12回平塚市景観審議会を開会いたします。先ほど事務局から定足数に達しているとの連絡がありましたので、ご報告いたします。本日の会議は、平塚市情報公開条例に基づき、公開での審議となりますのでよろしくお願ひいたします。また、本日の審議会の議事録署名人を、私と橋本委員といたしますので、ご了承お願ひいたします。

それでは次第に沿って進めてまいります。本日の会議の傍聴を希望しておられる方はいらっしゃいませんので、早速議事に入りたいと思います。

議案第9号、平塚市天沼地区地区計画景観ガイドラインを議題といたします。本件は平塚市景観条例に基づき、平塚市長から当審議会に意見聴取を求められている案件でございます。では、まず事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、議案第9号、平塚市天沼地区地区計画景観ガイドラインについて説明をいたします。お手元にお配りしている資料は天沼地区地区計画景観ガイドライン(案)で、前回の景観審議会で報告いたしました地区施設編と、今回ご説明する建築物編を合わせたものとなります。パワーポイントの画面でご説明いたします。配付資料は同様のものですので、後ほどご覧ください。

まず、初めにガイドラインの目的となります。図に示すとおり、天沼地区地区計画区域は平塚市総合公園から馬入ふれあい公園に至るみどりのネットワーク上に位置することから、地区内の整備テーマに緑の大軸線を掲げるなど、景観に配慮することとしております。

そこで、市民、事業者、行政がともに、地区計画及び景観計画に基づく景観づくりを総合的かつ計画的に進めていくための指針として、平塚市天沼地区地区計画景観ガイドラインの策定に取り組んでまいりました。

ガイドラインの位置づけとして、天沼地区地区計画を補完するものとなり、平塚市景観計画、平塚市景観ガイドライン、平塚市公共施設景観ガイドラインと整合を図ったものとなります。

ガイドラインの適用対象となる行為は、天沼地区地区計画区域内で行われる建築物・工作物の建築及び道路、公園などの地区施設の整備です。

次に、景観ガイドラインの内容となります。先に構成からご説明いたします。地区施設編、建築物編の構成は同じで、1つ目に景観づくりの目標や方針を定めた整備方針、2つ目にその場所の特徴や特性から景観に配慮いただきたい事項をまとめた特記事項、3つ目に天沼地区にかかわらず、すべての地区計画において共通の基準となる共通事項、以上の3つの構成となっております。

それでは、(1)地区施設、ア、区画道路の内容からご説明いたします。区画道路は1号から6号までございます。区画道路の整備方針は、道路は人々の生活と深く

かかわっております。道路の通行者が四季を身近に感じができる空間にするなど、親しみやすい道路づくりを目指します。また区画道路1号は、商業地区と接していることから、賑わいの創出を掲げています。

特記事項は、区画道路1号と2号のみ設けております。区画道路1号の内容は、歩道の路面仕上げは景観に配慮するため、インターロッキングブロックまたはカラー・アスファルト等の選定につとめること。また、緑道1号と一体となるような空間整備につとめることとしています。

区画道路2号の内容は、区画道路1号の歩道の路面仕上げと一体的となるような空間整備につとめることとしております。

続きまして、公園です。公園の整備方針は、公園は、人々が憩いの場として利用することから、周辺環境との調和に配慮し、緑豊かな愛着の持てる公園づくりを目指します。また、公園1号は区画道路2号の沿道景観を補完する役割を担い、公園2号は緑道とともに「緑の大軸線」を牽引すると掲げております。

公園1号の特記事項は、区画道路2号側の樹木は、植栽帯2号の樹木との調和に配慮すること。また、区画道路2号、3号の出入り部については、だれもが利用しやすいような開放的な空間とすることとしております。

公園2号の特記事項は、区画道路1号側の樹木は、緑道1号の樹木との調和に配慮すること。区画道路1号、歩行者通路3号の出入り部については、だれもが利用しやすいよう開放的な空間とすることとしております。

次は緑道です。緑道の整備方針は、ゆとりと潤いある空間を創出し、「緑の大軸線」として地区全体の良好なイメージを牽引すると掲げております。

緑道1号の特記事項は、樹種は季節感のある樹木を取り入れること。また、樹木は周囲の樹木との調和につとめることとしております。

歩行空間の路面仕上げについては、景観に配慮するため、インターロッキングブロックまたはカラー・アスファルト等の選定につとめること。区画道路1号の歩道と路面仕上げを合わせるなど、一体的な空間整備に配慮することとしております。

次は歩行者通路です。歩行者通路の整備方針は、地区内の回遊性・利便性の向上など多様なネットワークの創出を目指すとなっております。歩行者通路については、特記事項は定めていませんが、共通事項では、路面材の素材、色彩などは周辺環境との調和につとめることとしております。

地区施設の最後は、植栽帯です。植栽帯の整備方針は、「緑の大軸線」として連続性を確保するとともに、工業地区周辺の植栽帯が遮蔽性を持つ緩衝緑地帯として機能し、周辺環境の保全を図るとなっております。

植栽帯1号、2号の特記事項は、植栽帯1号の樹木は、緑道1号の樹木との調和につとめること。植栽帯2号の樹木は、公園1号との調和につとめること。樹木は緩衝緑地帯としての機能を有するため、緑量のある樹種の選定につとめることとしております。

こちらは整備イメージでございますが、商業地区Aと工業地区の平面図となりま

す。緑道は施設へのアプローチ部以外はこのような空間を想定しております。高木は常緑と落葉の混植とし、地域性に配慮した樹種をおおむね等間隔で植栽することを想定しております。また、高木以外の緑色の部分は、芝と低木地被類のポイント植栽となります。

工業地区については、こちらの写真のような整備を考えており、低木垣根状の中木・高木による緩衝緑地帯の整備を行っていきたいと考えております。

次に、(2)、各地区の建築物等に係る景観ガイドラインの内容となります。先に構成について補足いたします。建築物編は、地区施設の地区区分と同様の分け方で作成しております。建築物編の構成は地区施設編と同じで、整備方針、特記事項、共通事項、以上の3つの構成となっております。建築物編の特記事項は、景観形成基準の共通事項の項目に合わせ、「土地・敷地」、「建築物、工作物等」、「色彩」、「広告物、看板」の構成となっております。

さらに、建築物編の特記事項については、何に基づくものかわかるよう、凡例をつけております。黒丸は景観形成基準、二重丸は地区整備計画、三角は屋外広告物条例からの配慮点となります。なお、中点は、景観形成基準を推進するための指針である景観ガイドライン等から抜粋したものとしております。

それでは、住宅地区A、Bの内容からご説明いたします。住宅地区Aの整備方針は、低層住宅を主体とした心地よい落ち着きのある良好な住環境の形成を図り、住宅地区Bは、集合住宅を主体とした、ゆとりと潤いのある良好な住環境の形成を図ります。また、地域の特性を生かした落ち着きと潤いのある住宅地景観を育てるため、周辺の環境や建築物との調和に配慮しながら心地よい空間を目指します。

特記事項としては、建築物、工作物等の指針として、住宅地区Aの建築物の屋根形状は、勾配形式の選定につとめることとし、色彩の指針としては、住宅系用途の色彩は、低彩度、中明度のベージュ系、アイボリー系を推進しております。色彩の指針には、地区整備計画より、自動販売機の外装の色彩が定められております。こちらの指針には、商標などの表示方法を清涼飲料自販機協会「自販機景観ガイドライン」より引用し、掲載しております。他地区においても同じとなっております。

広告物、看板には、電光表示装置に関して記載されています。電光表示装置に関しては、屋外広告物条例に基づく地区と、地区整備計画に基づく地区があります。住宅地区Aは屋外広告物条例となります。

共通事項は、景観ガイドラインの住宅系用途のガイドラインを推奨することとしております。

次に、商業地区A、Bです。整備方針は、天沼地区地区計画区域の中心的な施設が立地するため、ゆとりある空間を設け、緑道や魅力的なオープンスペースと一体となった心地よい空間と、新たな地域のオアシスとなるような空間を創出します。また、地域の個性を生かした賑わいと潤いある商業地景観を創出し多くの人が集い、活気に溢れる空間を目指します。

特記事項としては、土地・敷地の指針として、この地区計画の特徴である緑道1

号の緑との調和に配慮し、憩いの場となるよう緑豊かな空間の形成につとめることとしております。

建築物、工作物等の指針として、商業地区A、Bをつなぐ道路内建築物を設置する場合は、視覚的圧迫感の軽減に配慮し、周辺環境との調和につとめることとしております。

商業施設には広告物も多く設置されると考えられるため、色やデザインの配慮する点を記載しております。

共通事項は、景観ガイドラインの商業系用途のガイドラインを参照することとしております。

次に、医療・福祉地区です。整備方針は、だれもが安心して利用できる、ゆとりと潤いある空間の創出を図ります。また、地区の特性を踏まえ、隣接した公園と相まった利用者の安らぎの場となる空間を目指します。

特記事項の土地・敷地の指針は、隣接する公園2号の緑との調和に配慮し、潤いある空間の創出につとめることとしております。

共通事項は、医療・福祉という施設は公共施設性が高いと考えられることから、公共施設景観ガイドラインの公共建築物を参照することとしています。

最後に、工業地区です。整備方針は、景観の向上と周辺環境の保全を図る植栽帯と一体的に整備を行い、新たなまちなみへの調和を図ります。また、親しみのある景観を創出するため、緑を効果的に活用し、人々の目を潤す空間を目指します。

特記事項の色彩の指針には、企業のコーポレートカラーを用いる場合は、小面積のアクセントとすることや、敷地内に2以上の建築物が存在する場合は、お互いの色彩を調整し、建築物同士の調和につとめることとしています。

共通事項は、景観ガイドラインの工業系用途のガイドラインを参照することとしています。

以上で、天沼地区地区計画景観ガイドラインの報告を終わります。

#### (会長)

ありがとうございました。今事務局から説明がございましたが、ただいまの説明について、本日ご欠席の委員からあらかじめ意見をいただいておりますので、まずご紹介をお願いしたいと思います。

#### (事務局)

4点意見をいただいております。1点目が、区画道路の歩道の路面仕上げについてです。路面仕上げについては、インターロッキングブロックとカラーアスファルト舗装が例示されておりますが、場合によっては自然石や平板ブロックなどが選択される可能性もないとは言えないでの、素材を限定し過ぎず、表現として、例えば「路面仕上げは景観に配慮し、親しみある質の高い歩行空間となるような素材の選定につとめること」のようにするのがよいのではないかという意見がございました。

2つ目は、住宅地区Aの建築物、工作物等についてです。屋根形状が勾配形式に限定されているが、歴史的市街地ではなく、新規に開発される場合、必ずしも勾配屋根ではなくても、高質な景観になり得る可能性がある。逆に、勾配屋根に限定することで、やや安易な景観形成になることもある。特に、面的な戸建住宅開発となる場合には、景観アドバイザーとの協議につとめることなどが重要ではないだろうか。

3点目は、住宅地区Bの建築物、工作物等についてです。住宅地区Bについては、区画道路1号と北側で面することになるため、廊下や屋外機等の設備について配慮しつつ、みちすじ景観の形成につとめることが記されてもよいのではないか。

最後に4点目ですが、工業地区の建築物、工作物等について、区画道路1号は住宅、商業、医療・福祉施設も面することから、生活にかかわる道でもあるため、よりみちすじ景観を意識した形態意匠、配置等につとめることが望まれるのではないかということでした。以上です。

(会長)

ありがとうございました。野原委員からのご意見というので、4点ご紹介がありました。

区画道路の路面仕上げの点と、それから戸建住宅の屋根勾配の景観の点、住宅地区Bのみちすじ景観についてと、工業地区のみちすじ景観について、4点のご指摘がございました。ほかにいかがでしょうか。今のことに関連しても結構ですし、それ以外、色彩や緑の景観については、いかがでしょうか。

(委員)

幾つかページ数のところで整備イメージ平面計画の凡例で「芝生+ポイントで低木地被混植」と書いてあるのですが、恐らく芝生は育たないと思います。書いておくと、デザインされるときに芝生を使われてしまうので、この芝生は、例えば地被類等に変えておいたほうがよいと思います。育つかもしれませんが、場所によってはかなり難しいと思うので、枯れるものを植えるよりかはいいと思います。

(会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

緑道に関しては、業者と調整をしている最中ですので、そういったところも含めて協議していきたいと思います。

(会長)

ほかにいかがでしょうか。では、私のほうから緑に関連して、大変緑豊かな景観

を創出することをガイドラインとしても推奨しているわけですが、こういう樹種を積極的にこの地域のシンボル的な樹種として指定や検討したいという意向が、事業者を含めてあるのかどうなのか、教えていただけますでしょうか。

(事務局)

実際に平塚市の「緑化のてびき」というものがございまして、その中で平塚市の推奨する樹木が何件か掲示されております。その中で、事業主と具体的に協議をさせていただいているのですが、平塚市にもともと生えているような樹木をこの地区でも植えたいという意向が事業主のほうから示されております。検討中の樹木としては、「緑化のてびき」にある一覧から出てきているものになるのですが、常緑高木でいいますと、アラガシ、クスノキ、シラカシ、スダジイ、タブノキ、落葉高木につきましては、イヌシデ、イロハモミジ、エノキ、ケヤキ、コナラ、コブシ、ムクノキ、ヤマザクラです。この中から今後私どもと協議をしております。以上です。

(会長)

この後にも必要があれば少しアドバイザーなどの意見を聞きながら、この地域に合って、なつかつ商業地区であっても、工業地区であっても、住宅地区であっても、メンテナンスというのもきっとあるかと思いますので、そういったことにも配慮しながら樹種を選んでいっていただくといいのかと思います。ほかに何かご意見はございますでしょうか。いかがでしょうか。

それでは、意見が幾つか出ていますが、野原委員や服部委員からの意見については、このガイドラインに反映させる形で修正されるということなのでしょうか。

(事務局)

今服部先生からいただいた意見については、「緑化のてびき」に芝・地被類と表現していますので、芝・地被類と修正します。また、地被類のほうが比較的恒久的で長生きといった要素がありますので、そういった部分を考慮して協議していきます。

あと、野原先生からいただいたご質問については、今事務局のほうでまとめていきますので、お答えしたいと思います。

(事務局)

区画道路の路面仕上げに関しましては、天沼地区景観ガイドラインの特記事項にインターロッキングブロック・カラーアスファルト等という書き方をしておりますので、自然石や平板ブロックでも対応できる内容となっております。一番可能性の高いインターロッキングブロック・カラーアスファルト舗装を記載しておりますので、このまま訂正はなく進めたいと考えております。

2点目の住宅地区の建築物、工作物等に関しましては、平塚市の景観ガイドラインでは勾配屋根を推奨しておりまして、これまで平塚市全域において勾配屋根の指

導助言をしてまいりました。この住宅地区Aにおいても、同じように勾配屋根を推奨していきたいと考えておりますので、このままで進めていきたいと考えております。

3点目の住宅地区Bのみちすじ景観の関係ですが、天沼地区地区計画景観ガイドラインの建築物、工作物等の特記事項において、工作物が露出する場合、植栽で囲むなど、みちすじ景観に対応できる内容となっております。

4番の工業地区のみちすじ景観の関係ですが、工業地区は地区整備計画において壁面後退が定められておりまして、周辺に圧迫感を与えないように配慮されております。また、緩衝緑地帯として工業地区の周囲を植栽帯としておりまして、植栽帯と緑道の樹木でみちすじ景観を意識したものとなっております。以上です。

(会長)

ありがとうございました。そういたしますと、野原委員から出た意見の対応としては、基本的にこの景観ガイドラインでカバーできるということですね。

(事務局)

はい。

(会長)

わかりました。

では、ほかにご意見がないようですので、この議案第9号「平塚市天沼地区地区計画景観ガイドライン」については、出てきたご意見等もカバーできるということで、異議なしということでおろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)

では、ご異議なしということですので、議案第9号「平塚市天沼地区地区計画景観ガイドライン」については異議なしといたします。

ここで、事務局から資料1、上空通路についてご報告があるようですので、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、天沼地区の商業施設と上空通路について報告いたします。資料は本日配布いたしました資料1となります。

天沼地区景観ガイドラインでご説明した商業地区A、Bにおいて、商業地区の地区計画の届出が提出され、現在まちづくり政策課で天沼地区地区計画に定める建築物の形態意匠に係る制限の確認を行っております。

また、地区内の交通処理について協議を行った結果、商業地区A及びB間の人と車の円滑な交通処理を行うために、上空に設けられる通路が計画されています。なお、この上空通路は建築基準法第44条第1項第4号の許可が必要となり、建築審査会の同意が必要となります。

それでは、パワーポイントの画面にてご説明いたします。スクリーンをご覧ください。まず、商業施設の色彩でございます。こちらは地区計画の届出で提出された商業施設の着色立面図となります。商業施設の色彩は、「平塚の空、海、山からの緑や水のつながり」をコンセプトとしております。「空、海、山、緑、水」をイメージさせた色によって、全体の分節化を図り、よりヒューマンスケールに合わせ、小さなまちなみが折り重なり、集まっている様子を表現しております。商業棟と3棟の立体駐車場はひさしのようなウイービングキャノピーにより視覚的につなぎ一体化した建物のイメージを創造しています。

外観の色彩の主なアクセント色は、紺色の7.5PB2/6、茶色の7.5YR5/8、からし色の5Y6/8を使用しています。また、アクセント色の面積については、見付面積の5分の1となり、天沼地区地区計画景観ガイドラインに適合しています。

続きまして、上空通路についてです。地区内の交通処理について協議を行った結果、車両については東西に走る区画道路1号沿いで左折イン、左折アウトを行うことになり、商業地区A、B間の人と車の円滑な交通処理を行うため、上空に設けられる通路が計画されることとなりました。

上空通路に関する施設の概要を説明いたします。商業施設は商業地区Aの中央に、最高高さ約24メートルの商業棟、両サイドに最高高さ約18メートルの駐車場棟、商業地区Bには最高高さ約20メートルの駐車場棟の設置が予定されており、商業棟は3階建てで、屋上を駐車場としており、商業地区Bの駐車場棟は6階建ての駐車場が計画されています。上空通路等を使用することにより、4棟を行き来することができます。上空通路の上部の青色の部分は車両が通行し、下部の赤色の部分は人が通行いたします。上部は商業棟の屋上階と駐車場棟の6階をつなぎ、下部は商業棟の3階と駐車場棟の4階をつなぎます。上空通路は商業棟1層分となり、必要最低限の高さとなっております。

上空通路の形態意匠等については、商業施設棟等との連続性として、商業棟のウイービングキャノピーと一体感を演出できるような色彩を採用するため、原色や突出色を避け、周辺環境とも調和し、汚れや退色の少ない色を採用していきます。歩行者通路部分は開放的な空間となっていることや、歩行者の落下防止対策として設置している部分についても、透明性・透過性のあるガラスを使用しており、上空通路が周囲に与える圧迫感低減へ配慮を行っております。車道部分については、区画道路1号から上部を眺めた際に、車が隠れる高さとしております。

以上のことから、色や材質への配慮により、圧迫感低減が図られていることから、天沼地区地区計画景観ガイドラインに沿った計画となっております。

最後に、商業棟など、上空通路のパースになります。西側から商業施設と上空通路を眺めたものになります。以上で天沼地区の商業施設と上空通路についての報告を終わります。

(会長)

これは報告事項ということで、この景観審議会で意見を少し出させていただいて、その意見が建築審査会で同意するときに、若干影響があるということでしょうか。

(事務局)

建築審査会は建築審査会のほうで、基準法上の44条の基準ということで、安全上、衛生上、防火上などの視点で見ているということがありまして、「別途、景観審議会においては景観等の視点で議論をしていますか」という確認があるかもしれません。

(会長)

わかりました。今、この上空通路について、先ほどのガイドラインにも、緑道を含む区画道路1号に関連する工作物について、圧迫感のないよう、景観に配慮するというような文言がありまして、それに対応したような意匠を採用しているというご説明があったかと思います。何かご意見・ご質問等はござりますでしょうか。お願ひいたします。

(委員)

色彩のところで、汚れの少ない色というのはどういう色のことをいうのですか。それとも、汚れにくい色ということですか。

(事務局)

外壁については基本的に、歩行者の通行部分は開放になっていまして、腰壁のところはガラスで処理をしたいということで、当然その下の部分の軀体と、あと上部の車が通るところは構造的に車が衝突しても支障がない構造体としなければいけないということで、コンクリート系としており、そこは塗装されます。その塗装の色については、汚れの目立たない色に指導したいと思っていまして、最近、塗装でもかなり汚れがつきにくいものを推奨していきたいと考えております。

(委員)

変退色の少ない色を用いるとのことですが、アクセントカラーの部分がかなり変退色しやすく、7.5 YR 5/8や、5 Y 6/8のからし色は、変退色が少ないとは言いにくいと思います。南側はどちらかというと裏側のようなイメージでデザインされ、賑わいも余り考慮していない中で、オレンジの塗装部位が大きいようで、

ここが変退色して、薄汚れた雰囲気の巨大な壁面にならないように、配慮をしたほうがいいと感じました。北側は人通りを意識して、大きな建物も威圧感を感じないよう小さく区切り、よいデザインと感じましたので、南側にもう少し配慮をしていただきたいです。

(会長)

ありがとうございました。そうしますと、具体的な色彩計画については、計画の進捗に合わせてまた具体的な意見を申し述べる機会があると考えてもよろしいのでしょうか。

(事務局)

今後共同住宅の計画も提出されますので景観審議会で報告させていただきたいと思っているのですが、景観審議会も逐一開催していませんので、事務局といたしましては、このガイドラインに沿って適切な指導をしていきたいと考えております。

今回、色彩に関する意見を頂きましたが、この色を使用しているのは企業側のコーポレートカラーもあるかと思います。過去に退色していないのかを確認すると共に、これだけのアクセント色の面積が必要なのか、再度、確認していきたいと思います。

(会長)

ほかによろしいでしょうか。では、この上空通路について、景観審議会では特に問題とするような意見はなかったということで結構かと思います。ありがとうございました。

では、次に進みたいと思います。報告事項、(仮称)港地区認定こども園新築工事についてを議題といたします。では、まず事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、(仮称)港地区認定こども園新築工事について報告いたします。資料は2となります。現在、平塚市では、子育て支援の拡充等を目指し、平成25年度から(仮称)港地区認定こども園の基本計画を進めており、その新築工事については、第10回平塚市景観審議会においてご意見をいただき、良好な景観形成に向けて施設所管課との協議を進めております。本日は、第10回景観審議会にて頂いたご意見の対応状況と、新たに色彩計画が提出されましたので、報告いたします。

ここからはパワーポイントの画面にてご説明いたします。スクリーンをご覧ください。第10回景観審議会においていただいた意見に対する対応状況は次のとおりとなります。

1つ目の意見は、「通りに壁面が直接面している北・東側の立面図については、材質及び色彩等により、跳躍感やリズム感を持たせるなど、十分配慮してください」

という意見でございました。この意見に対する対応状況は、東側に茶色系のタイルを採用し、北側は窓を連続的に配置することで、リズム感を持たせるなど、建物の見せ方に配慮したいと考えております。

2つ目、「市道夕陽ヶ丘27号線沿いの1階部分に調理室が配置されていますが、ごみ置き場や排気フード等の配置は建物の裏側と感じさせてしまうので、市道夕陽ヶ丘27号線沿いに配置しないよう配慮してください」という意見でございました。この意見に対する対応状況は、「調理室の排気を屋上で排気することや、ごみ置き場を避難すべり台付近に配置することで、対応したいと考えています」とのことでした。

3つ目、色彩についてのご意見でございます。この意見に対する対応状況については、この後の色彩計画でご説明いたします。

4つ目、「樹木については、既存樹木を保全・活用し、隣接している港小学校のマツなどとの連続性を図り、かつシンボル的な樹木の選定に努め、緑豊かな空間の創出に配慮してください」という意見でございました。この意見に対する対応状況は、可能な限り既存樹木を保存・活用していきたいと考えております。例えば、市道夕陽ヶ丘11号線に面した既存のサクラに関しては、周辺住民に愛着があり今後も施設のシンボルとなるよう既存のサクラを活用していきたいと考えております。こちらの写真はその既存のサクラとなります。左に写っておりますのは既存の園舎となります。サクラの前面の敷地境界のフェンスに関しては、今回の工事で取り扱われることとなります。マツに関しては、連続性を図れるよう職員駐輪場付近へのマツの植栽を検討したいと考えております。

5つ目、「フェンスの外側の植栽だけではなく、園庭の中にも植栽を検討してください」という意見でございました。こちらの意見に対する対応状況は、園庭内外に植栽を配置するため、遊具や駐車場の再配置を検討しましたが、まちづくり条例で必要とされている緑化の基準と神奈川県認定こども園の認定の基準を定める条例に基づき検討した結果、西側の敷地境界の植栽を充実するなど、園庭内の植栽にも配慮した計画としております。

6つ目、「ゆとりある空間を創出するため、市道夕陽ヶ丘27号線に面した空間は歩道と一体的に整備し、快適な歩行者空間を演出するように配慮してください。また、市道夕陽ヶ丘11号線に面した通路については、開放的な雰囲気づくりに努め、認定こども園のモデルケースとして、子供たちが親しみを持てる空間や保護者が集える空間を創出するよう配慮してください」という意見でございました。この意見に対する対応状況は、市道夕陽ヶ丘27号線に関しては、1メートル程度壁面後退した部分をインターロッキングブロックとし、歩道と段差のない一体的な空間を整備いたします。また、市道夕陽ヶ丘11号線に関しては、敷地境界にフェンスを設けず、緑あふれた歩行者空間を演出いたします。なお、市道夕陽ヶ丘11号線の敷地境界の植栽は、現在レッドロビンによる生垣となっていることから、閉鎖的な空間になる可能性があるため、再度検討していきたいと考えております。

続きまして、色彩計画です。基調色は海に近く、夏の日差しに映えるアイボリー系の白とし、通りに面している東側に関しては、一部茶系のタイルを採用し、建物正面の顔をつくっております。同じく通りに面している北側に関しては、連続的に縦長の開口部を設置し、リズム感のあるファサードを形成しています。南面は、中央階段部分にカーテンウォールを配し、その左右にバルコニーを設置しています。また、南面のバルコニーや西面の外部階段は、コンクリート打放しを採用しています。このように、各面で材質や色彩の変化でリズム感を持たせ、公共施設として地域の景観づくりへの配慮がなされていると考えております。

こちらは今後のスケジュールです。当該施設は当初の予定どおり、平成29年からの供用開始に向け、ことしの秋頃から着工し、平成28年度中の工事完了を予定しております。

以上で、(仮称)港地区認定こども園新築工事の報告を終わります。

(会長)

第10回の景観審議会で意見を述べたものをどのように対応していただけるかというご報告になっていたかと思います。ただいまの説明についてご質問・ご意見がございましたら、お願ひいたします。いかがでしょうか。

植栽や建物の表情についていろいろご意見をいただいたものある程度反映したような対応状況になっているかと思います。

よろしいでしょうか。では、特にご意見がないようでしたら、次に進みたいと思います。

では、続きまして、報告事項、(仮称)平塚市余熱利用施設についてを議題といたします。では、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、(仮称)平塚市余熱利用施設について、ご報告いたします。まずは資料3をご覧ください。現在、平塚市では、一般廃棄物処理施設の余熱エネルギーを利用した施設の計画について、平成25年度から基本設計を進めています。この余熱利用施設につきましては、第10回景観審議会にてご意見をいただき、良好な景観形成に向けて、現在協議を進めています。本日は第10回景観審議会にていただいた意見に対する対応状況についてご報告いたします。

1、第10回景観審議会の意見に対する対応状況について、次の表のとおり、まとめさせていただきました。ここからはパワーポイントの画面にてご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

1つ目の意見は、「色彩は、地域住民から親しまれ、暖かみのある落ち着いた色合いを基調とし相模川の自然や河川敷に植生している樹木や花との調和に配慮し、環境事業センターとの連続性を配慮してください」という意見でございました。この意見に対する対応状況は、外壁の色彩を茶系やベージュ系の緩色系でまとめ、来館

者が親しみやすく暖かみのある計画としております。また、より親しみやすいデザインとするため、既存施設で使用しているレンガ調のせつ器質タイルを使用することで、雰囲気の継承を図り、地域住民からの親しみを重視した計画としております。環境事業センターとの連続性については、敷地西側の道路境界側の緑地によって、事業センターからの緑の連続性が途切れないように配慮しております。

2つ目の意見です。「樹木は、河川敷の既存樹木等の周囲の緑と連続性を図り、かつシンボル的な樹木や、季節感を醸し出す樹種、草花の選定に努め、緑豊かな空間の創出に配慮してください」というご意見でございました。この意見に対する対応状況ですが、敷地内の緑地には、河川敷の既存樹木群の中で多く植生しているサクラやシイと同樹種の樹木の植栽に努め、緑の連続性を図る計画としております。また、エントランスには、シンボルツリーとして落葉樹のハナミズキを植栽し、来館者が季節感を感じられるよう配慮しております。

3つ目は、「工業地景観の形成において、敷地境界部緑化の先導的な役割を果たす計画とし、周囲の工場等に波及効果を持たせられるような計画としてください」というご意見でございました。この意見に対する対応状況は、敷地境界部の道路面には、車両等の出入り部以外に緑地を設け、緑豊かな空間整備に配慮しております。

4つ目は、「ゆとりある空間を創出するため、壁面後退した空間を歩道と一体的に整備し、歩行者が安全に通行でき、緑の潤いある快適な空間としてください」というご意見でございました。この意見に対する対応状況は、歩行者の主たる出入り口となるエントランス部の間口を可能な限り広く計画し、開放的な空間整備に配慮しております。また、西側の歩道については、ゆとりある歩行空間とするため、緑地を中高木のツリーサークル形態としております。なお、敷地内通路の幅員は約5メートル確保し、隣接する道路の歩道は2メートルとなりますので、合わせると約7メートルの歩行空間となります。よって、潤いある快適な空間整備に配慮していく形となります。

5つ目は、「河川敷沿いの公共施設として、河川と一体的に整備し、河川側からのアクセスを可能とするなど、魅力ある公共施設として計画を進めてほしい」というご意見でございました。この意見に対する対応状況は、河川側からのアクセスは、施設利用者だけでなく、河川敷のジョギング、ウォーキングをする市民にとっても利便性が向上すると考えております。アクセス路については、施設の動線計画から考慮し、この位置にて、河川管理者の神奈川県と調整を行ってまいりました。しかしながら、河川敷の既存樹木群は、相模川河川敷の両側に緑化を推進する事業「さがみグリーンライン」の対象地であり、樹木の伐採、間引きが難しい状況でございますが、引き続き調整を行っていきたいと考えております。なお、こちらの矢印の経路によって、現状も河川側から計画地のほうへアクセスすることができます。

第10回景観審議会にていただいたご意見に対する対応状況の報告は以上となります。

こちらは今後のスケジュールです。当該施設は平成29年からの供用に向けて、

ことしの秋頃から着工し、平成28年度中の工事完了を予定しております。

以上で、(仮称) 平塚市余熱利用施設の報告を終わります。

(会長)

ありがとうございました。これも第10回の景観審議会で意見を述べたものに対し、どのように対応していただいているかというご報告でした。

ただいまの説明について、本日ご欠席の野原委員からあらかじめ意見をいただいておりますので、事務局から紹介をお願いいたします。

(事務局)

はい。では、野原先生からいただいたご意見について発表いたします。

「あくまで緑化や景観に大きな影響を与えない範囲でではあるが、引き続き河川沿いを意識した施設利用、例えばアクセス路の確保や間引きではなく移植などの景観の配慮について検討してほしい」という意見でございました。

(会長)

ありがとうございました。緑のベルトがあるので、樹木を間引くのは難しいですが、まだ対応を検討中というご報告をいただきました。

ほかに何かご意見はございますでしょうか。いかがでしょうか。

では、1点。今外壁に使用されるタイルは、白寿荘のタイルと同じものが基本的には使われるということですか。

(事務局)

そうです。全く同じ素材は用意が難しいかもしれない伺っておりますが、現在施設を利用している住民の皆様から親しまれている材質や色味をおおむね同じにし、雰囲気の継承を図る計画としております。

(会長)

立面計画の茶色の部分が全部白寿荘のタイルと同じようなものになるのですか。

(事務局)

そうです。現在、茶色い部分は同じようなタイルで施工するという計画としております。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

非常に地域住民、特に高齢者の方の利用者が多いと思うのですが、やはり慣れ親しんだ雰囲気というのが継承してあると、今までと同じように自分たちも使っていいのだという気持ちになりやすいので、とてもいい配慮だと思いました。

(会長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

河川側からのアクセスについては、敷地を回ればアクセスできないわけではないのですが、高齢者などの利用も多い施設であれば、さらに検討していただくといいかと同じように思いました。

(事務局)

いただいた意見につきましては、樹木の移植も視野に入れ、今後引き続き調整を図っていきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、平塚市余熱利用施設の報告事項についても、今のご説明で特に大きな意見がなかったということでおよろしいかと思います。

では、報告事項の最後になります。景観重要樹木の指定について、先ほど部長から冒頭のごあいさつにもありましたように、樹木の指定が終了いたしましたので、これについての説明を事務局からお願ひいたします。

(事務局)

それでは、景観重要樹木の指定についてということで、指定の報告と、あと指定後の取り組みといたしまして、今後のこちらの活用方法の予定について、報告させていただきたいと思います。

まず1つ目に、景観重要樹木の指定ということで、冒頭部長からも説明がありましたが、前回の景観審議会におきまして諮問をとらせていただき、答申を得られました候補樹木の4件を、昨年、平成26年12月1日に景観重要樹木として指定させていただきました。

指定の内容につきましては、資料4-2をご覧いただければと思います。前回の景観審議会で候補樹木としてご説明・ご報告いたしました平塚市総合公園のクスノキ、平塚市総合公園スダジイ、渋田川のサクラ並木、東海大学のケヤキ並木、以上4件の樹木につきまして景観重要樹木として指定いたしました。

指定の内容については、前回の景観審議会において報告した内容とおおむね変わりはないのですが、1点だけ、前回誤解を招く可能性があるとご指摘を受けました、第3号の平塚市総合公園スダジイの樹木の情報、幹回り約6メートルという項目を樹幹幅、いわゆる枝張りを約22メートルという内容に変更し、前より正確な情報

で指定させていただきました。

12月1日の指定の後の12月5日に、本日参考資料として配付させていただきました「広報ひらつか」において、景観重要樹木の特集を組む形となり、市民の方々にすばらしい景観のある樹木が平塚市内にもあるということについて、周知を図らせていただきました。こちらの「広報ひらつか」につきましては、樹木の情報のほかに、その樹木所有者の方の景観重要樹木に対する思いなどが掲載されておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、資料4-1に戻りまして、指定後の取り組み、今後の活用方法の取り組みについて説明をさせていただきます。まず（1）、活用方法の検討といたしまして、市民への景観意識の啓発機会として景観重要樹木を活用していく方法を検討しているところであります。その1つ目としまして、来年度、来月4月25日に開催されます平塚市緑化まつりと、6月1日の景観の日に合わせまして約1週間ほど開催されます景観パネル展におきまして、景観重要樹木の紹介パネルなどを設置いたしまして、来場された方への周知と啓発を促す形を取りたいと考えております。

また、観光マップへの掲載といたしまして、平塚市観光協会が発行しております「湘南ひらつか観光マップ」への景観重要樹木の情報の掲載を予定しております。今調整を図っているところであります。

次に、（2）、助成制度の創設としまして、景観法第46条の規定から、景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐために所有者が行った保護事業に対して援助することによりまして、樹木と周囲の良好な景観の維持保全につとめることを目的とし、助成制度の創設を目指しているところであります。

助成制度につきましては、その内容を定めた要綱を来年度中に制定いたしまして運用準備を進めてまいります。

助成対象は、民間の所有者が景観重要樹木の滅失や枯死を防ぐために行つた、樹勢回復や土壤改良などの保護事業を助成対象とする予定で、日常の剪定や除草など管理者が通常行うべき管理行為は、対象からは今回除かせていただく予定としております。

助成額は、保護事業の全額ではございませんで、一部を助成するような形で、要した費用の2分の1以内の額を予算の範囲内で助成するような運用を目指してまいりたいと考えております。

要綱の完成につきましては、財政当局との協議も図った上で、来年度の10月ごろを予定しております。ここでは活用方法の検討や、助成制度の創設のスケジュールにつきましては、こちらの資料の（3）に示しておりますので、ご覧いただければと思います。

景観重要樹木の指定についてのご報告は以上でございます。

（会長）

ただいま事務局から報告がございました。ただいまの説明についてご質問・ご意

見がございましたらお願ひいたします。

(委員)

今後の取り組みですが、この間の現地視察で確認しました、あまりデザイン性のよくないパネルや、スダジイの壊れている支柱などは直されるのですか。

(事務局)

スダジイの支柱につきましては、所有者であります総合公園と協議いたしまして、すべて直していただき、この写真のとおり修繕されております。

パネルにつきましては、当課のほうで予算をとりまして、来年度設置する予定でございます。新しい景観重要樹木の説明のパネルが設置される予定となっております。

(会長)

対応されているようで何よりでした。

(委員)

このように景観重要樹木に指定したことで認識が改まり、早期に対応していただいたので、よいことだと思います。

(会長)

ほかに何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

東海大学のケヤキ並木については、近隣の方から若干辛口の意見があったように思います。それに対応する意味でも、東海大学には建築系の学科等もあるので、例えば学生に樹木を大事にするようなムーブメントを起こすなど、事務局からも働きかけていただくと、環境教育や景観教育にもなりよいかと思います。

ほかにございませんでしょうか。それでは、以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしました。

[景観審議会閉会 午前11時15分]